

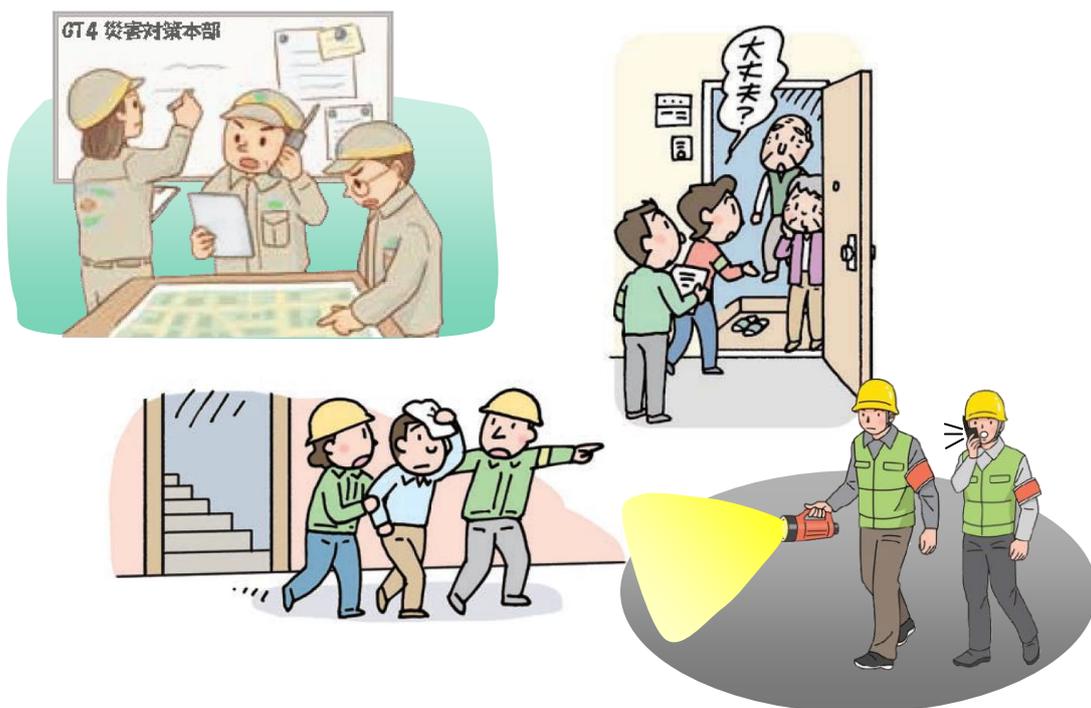
居住者の皆さんが自発的自助を實踐して、家具などの転倒・移動防止対策や家具のない部屋の確保、数日間のライフライン停止への備えができていれば、自宅での被災時生活は可能です。一方で、災害を一人で乗り越えることは大変なことです。非日常的生活が続く数日間、居住者同士が協力し、互いに支えあう「共助」によって乗り越えなければなりません。

共助活動に協力して下さる居住者の皆さんが、個々の活動にどう対応したら良いのか判断がつかないと対応が遅れることになります。どのような状況でどのように行動するのか明確に決めておく必要があります、これをまとめたものが共助活動マニュアルです。

「被災時活動表(組織編)」は、大地震発生直後から3日間に災害対策本部がどのように活動したらよいかを時系列で示しました。そして、それぞれの時点での個々の活動手順や注意事項等を「被災時活動シート」にまとめました。

個々の活動手順は、まだ未解決な事項が多々あります。これらは今後の課題とし、委員会活動や防災訓練を通じて活動手順について分析・評価し、改善策を見出して逐次マニュアルの改訂につなげていく予定です。

前章(「3 平時の地震防災活動」)とともに、よく理解して大地震発生時の共助活動に役立ててください。



被災時活動表（組織編）

◎:主担当, ○:共同作業

SC 被災後 1 時間まで											
	対応行動	本部	防災拠点	安否確認	救助救護	建物設備	情報	避難生活	警護	参照シート	平時の備え
SC1	災害対策本部の立上げ (本紙を掲示)	◎	○	○	○	○	○	○	○	SC1	防災計画書作成, 防災マニュアル作成, 災害対策チーム編成ルール, 本部設営場所決め, 備品準備及び管理, 管理事務所鍵管理
SC2	居住者の安否確認 (居住者一覧を掲示)	○	○	◎						SC2	災害時助け合い連絡票作成と管理のルール, 安否確認方法勉強会, 安否状況をドアに示すルール
SC3	要援護者救出	○		○	◎					SC3	要援護者把握(名簿作成), 避難用車椅子, 要支援者学習会
SC4	建物内に閉じ込められた人の 捜索	○		◎	○					SC4	閉じ込められる場所の把握, 捜索方法学習会, 捜索道具(バール, 拡声器, 懐中電灯など)
SC5	けが人救出, 閉じ込め人救出	○		○	◎					SC5	ジャッキ, バール, タンカ, 毛布, 車イス, タンカで階段下りる訓練
SC6	負傷者の手当て	○			◎					SC6	救急医療品, タンカ, 毛布, 医療従事者把握, 応急手当習得講習会
SC7	災害状況 避難所・近隣状況確認	○	○			○	◎			SC7	ラジオ, 防災無線確認, 近隣集合場所確認
SC8	不審者の侵入防止監視	○							◎	SC8	侵入者に対抗する用具(ホイッスル, 警棒, メガホンなど)
SC9	ガス・水道管破裂と送電線断 線箇所の確認	○				◎				SC9	建物内の給水管経路の事前確認, 診断・修繕業者の把握
SC10	建物・設備被害状況確認	○				◎				SC10	居住者の中の建築・電気専門職把握, 診断・修繕業者の把握
SC11	危険場所の表示 (図面掲示)	○				◎				SC11	居住者の中の建築・電気専門職把握

◎:主担当, ○:共同作業

SD 被災後 2 時間まで											
	対応行動	本部	防災拠点	安否確認	救助救護	建物設備	情報	避難生活	警護	参照シート	平時の備え
SD1	けが人を病院へ搬送	○			◎					SD1	タンカ, 毛布, 車イス, 運搬方法学習会, 緑区の救急医療体制確認, 近隣医療施設確認
SD2	避難所の情報収集	○	◎				○			SD2	区市の地域防災計画確認, 避難所運営マニュアル確認, 避難所までの道順確認, 町内の弱点調査, ヘルメット

SE 被災後 3 時間まで											
	対応行動	本部	防災拠点	安否確認	救助救護	建物設備	情報	避難生活	警護	参照シート	平時の備え
SE1	子供のケア	○	○					◎		SE1	保育経験者の把握
SE2	要援護者のケア	○	○					◎		SE2	介護従事者の把握, ケア方法の学習会, 地域包括センターとの連携

SF 被災後 1 日目の残り時間											
	対応行動	本部	防災拠点	安否確認	救助救護	建物設備	情報	避難生活	警護	参照シート	平時の備え
SF1	トイレ対策	○						◎		SF1	簡易トイレ, 廃棄物保管方法, 衛生管理方法, 居住者への啓蒙
SF2	ごみ対策	○						◎		SF2	がら袋, ホウキ, 廃棄物保管方法, 衛生管理方法, 居住者への啓蒙
SF3	近隣住民との連携	○	◎		○				○	SF3	区市の地域防災計画確認, 自治会との協力体制確認, 介護従事者や民生委員と普段から連携
SF4	全居住者の安否確認	○	◎							SC2	安否・被災者状況確認シート, 要援護者名簿作成・管理
SF5	避難所行きと残留者の確認	○	◎							SC2	安否・被災者状況確認シート
SF6	避難所での情報収集	○	◎				○			SD2	区市の地域防災計画確認, 随時交代要員配置
SF7	居住者への通知	○					◎			SD2	居住者への連絡方法, 緊急時掲示場所

◎:主担当, ○:共同作業

SG 被災 2日目, 3日目											
	対応行動	本部	防災拠点	安否確認	救助救護	建物設備	情報	避難生活	警護	参照シート	平時の備え
SG1	各班体制と役割の確認	◎	○	○	○	○	○	○	○	SC1	
SG2	居住者の異動把握	○									避難者名簿
SG3	損傷箇所の修繕, 復旧	○				◎				SC9 SC10	専門知識を持つ居住者の把握, 修繕・復旧業者の把握(契約)
SG4	不審者の侵入防止監視	○							◎	SC8	侵入者に対抗する用具(ホイッスル, 警棒, メガホンなど)
SG5	子供のケア	○						◎		SE1	保育経験者の把握
SG6	トイレ対策	○						◎		SF1	簡易トイレ, 廃棄物保管方法, 衛生管理方法, 居住者への啓蒙
SG7	ごみ対策	○						◎		SF2	がら袋, ホウキ, 廃棄物保管方法, 衛生管理方法, 居住者への啓蒙
SG8	要援護者のケア	○						◎		SE2	介護従事者の把握, ケア方法の学習会, 地域ケアプラザとの連携
4 4 SG9	近隣住民との連携	○	◎		○				○	SF3	区市の地域防災計画確認, 自治会との協力体制確認 介護従事者や民生委員と普段から連携
SG10	避難所から食料・飲料水調達	○	◎					○			区市の地域防災計画確認, 自治会との協力体制確認
SG11	避難所での情報収集	○	◎				○			SD2	区市の地域防災計画確認, 随時交代要員配置
SG12	避難所運営者との協力体制	○	◎								区市の地域防災計画確認, 地域防災協力体制
SG13	災害救助支援者との連携	○	◎								区市の地域防災計画確認, 地域防災協力体制
SG14	各班の情報交換と今後の対策	◎	○	○	○	○	○	○	○	SC1	
SG15	居住者への通知	○					◎			SD2	居住者への連絡方法, 緊急時掲示場所

※ 個々の行動の実施手順は, 被災時活動シートを参照

SC1	災害対策本部の立上げ	◎ 本部															
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 管理組合理事長は、緑区で震度 5 強以上の地震が発生したとき、速やかに GT4 の「災害対策本部」を設置する</li> <li>▪ 災害対策本部は、管理事務所に設置する</li> </ul>																	
<p><b>【災害対策本部組織】</b> <span style="float: right;">登録者：災害時ボランティア登録者</span></p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100px; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">本部長 (理事長)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">副本部長 (副理事長) (防災委員長)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">防災拠点担当 (自治会長)</td> </tr> </table> </div> <div> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%; text-align: left;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">安否確認班</td> <td style="padding: 5px;">班長：(防)活動計画班長 班員：(自)総務・青少年, 民生委員, (防)活動計画班</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">救助・救護班</td> <td style="padding: 5px;">班長：(防)組織班長 班員：(管)総務・駐車場, 登録者, (防)組織班</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">建物・設備班</td> <td style="padding: 5px;">班長：(管)営繕 L 班員：(管)営繕, 登録者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">情報班</td> <td style="padding: 5px;">班長：(防)広報班長 班員：(管)広報, (自)広報, (防)広報班</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">避難生活班</td> <td style="padding: 5px;">班長：(防)副委員長 班員：(自)生活・保健・会計, 登録者</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">警護班</td> <td style="padding: 5px;">班長：(自)防犯 L 班員：(自)防犯, (管)植栽, 登録者</td> </tr> </table> </div> </div>			本部長 (理事長)	副本部長 (副理事長) (防災委員長)	防災拠点担当 (自治会長)	安否確認班	班長：(防)活動計画班長 班員：(自)総務・青少年, 民生委員, (防)活動計画班	救助・救護班	班長：(防)組織班長 班員：(管)総務・駐車場, 登録者, (防)組織班	建物・設備班	班長：(管)営繕 L 班員：(管)営繕, 登録者	情報班	班長：(防)広報班長 班員：(管)広報, (自)広報, (防)広報班	避難生活班	班長：(防)副委員長 班員：(自)生活・保健・会計, 登録者	警護班	班長：(自)防犯 L 班員：(自)防犯, (管)植栽, 登録者
本部長 (理事長)																	
副本部長 (副理事長) (防災委員長)																	
防災拠点担当 (自治会長)																	
安否確認班	班長：(防)活動計画班長 班員：(自)総務・青少年, 民生委員, (防)活動計画班																
救助・救護班	班長：(防)組織班長 班員：(管)総務・駐車場, 登録者, (防)組織班																
建物・設備班	班長：(管)営繕 L 班員：(管)営繕, 登録者																
情報班	班長：(防)広報班長 班員：(管)広報, (自)広報, (防)広報班																
避難生活班	班長：(防)副委員長 班員：(自)生活・保健・会計, 登録者																
警護班	班長：(自)防犯 L 班員：(自)防犯, (管)植栽, 登録者																
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 自身及び家庭での被害がないか極軽微の居住者は、可能な限り災害対策本部に集まり、GT4 の共助活動に協力する</li> <li>▪ 災害対策本部に集まった居住者で初動体制を構築する</li> <li>▪ 理事長不在の場合は防災委員長が本部長を代行し、防災委員長不在等の場合、本部長代行者を話し合いで決める</li> <li>▪ 班長不在のときは、本部長(代行)が班長代行者を指名する</li> <li>▪ 各班に人数の偏りがあるときは、バランスよく配置換えを行う</li> <li>▪ 本部長、副本部長、班長など、組織表記載の居住者が災害対策本部に到着したときは、代行者に代わって、その業務を引き継ぐ</li> <li>▪ 班長(代行)は班員を確保するとともに、参集可能な専門家、ボランティアに協力を要請する</li> <li>▪ 管理組合理事、自治会役員、防災委員会委員は、直接または災害時伝言ダイヤルにて安否と所在位置を本部へ連絡する</li> <li>▪ 各班の担当する任務は時間の経過により刻々変化するので、本部長は適時適切に各班長の意見を基に班の再構成を実施する</li> </ul>																	

## 各班の活動内容

本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部の設置</li> <li>・ 各班への活動の指示(被災状況の把握, 組織再編など)</li> </ul>
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部長補佐</li> <li>・ 取得情報のまとめ, 整理</li> <li>・ 関係機関との連携, 調整(GT 防災ネットワーク, 行政, 消防, JS など)</li> </ul>
防災拠点担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災拠点運営委員会への災害対策本部立上げと被災状況の報告</li> <li>・ 運営委員会からの災害関連情報の取得</li> <li>・ 地域防災拠点(霧が丘学園小学部)の立上げ, 活動への参加, 協力</li> <li>・ 本部長が地域防災拠点で活動するメンバーを指名する</li> <li>・ 地域訓練活動などへの参加で地域交流と設営ノウハウ吸収を図る</li> </ul>
安否確認班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各住戸居住者の安否および被災状況の確認</li> <li>・ 要援護者(高齢者, 障害者, 乳幼児等)の所在確認</li> </ul>
救助・救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閉込め人の捜索及び救出(窓からの入室, 固着ドアのこじ開け, 切削)</li> <li>・ 要援護者(高齢者, 障害者, 乳幼児等)の特別避難場所への誘導</li> <li>・ 火災発生時の初期消火支援および避難誘導</li> <li>・ 軽傷者の救助と地域防災拠点への誘導</li> <li>・ 支援が必要な軽傷者支援 ⇒ 応急手当</li> </ul>
建物・設備班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物・共有設備の損傷 ⇒ 危険箇所の指定・表示</li> <li>・ 道路損傷, 障害物, 機械式駐車場(危険性の有無) ⇒ 団地内交通路の確保</li> <li>・ 団地内ライフライン損傷, 道路下ガス管漏れの確認</li> <li>・ 火災発生の有無 ⇒ 地域防災拠点運営委員会へ報告, 救援要請</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ラジオ, テレビ, インターネット, 携帯電話を活用</li> <li>・ ライフライン(電気・ガス・上下水道)と交通網の状況確認</li> <li>・ 団地内への情報提供</li> </ul>
避難生活班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ集積所の管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ ごみ出し禁止措置, 不法投棄防止措置の実施</li> <li>→ ごみ出し許可通知, ごみ集積所の衛生管理, 臨時ごみ集積所の指定</li> </ul> </li> <li>・ 飲料水, 救援物資等の受入れ, 配布</li> <li>・ 要援護者と子供のケア</li> <li>・ 不足品の調達</li> <li>・ 近隣地域への協力</li> </ul>
警護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団地内巡回, 団地周辺巡回(不審者侵入監視)</li> <li>・ 夜間パトロール(同上)</li> </ul>

SC2	居住者の安否確認	◎ 安否確認班 ○ 防災拠点担当
<p>◆ 各住戸の安否確認を行う</p> <p>「大地震発生時の安否確認手順(別紙)」にしたがって、各住戸の安否を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「安否・被災状況確認シート」を入手し、各棟管理組合理事、自治会役員と連絡を取り合って、各住戸の安否状況、被災状況を把握し、随時更新、本部長に報告する       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ステッカー表示の有無にかかわらず、声をかけて被災状況を確認する</li> <li>・ステッカー非表示の住戸で在宅が確認されたときは、ステッカー表示を求める</li> <li>・「安否・被災状況確認シート」に確認した状況を記入し、棟ごとにまとめる</li> </ul> </li> <li>■ 「安否・被災状況確認シート」による確認事項       <ul style="list-style-type: none"> <li>・住戸内のけが人とけがの状態の確認</li> <li>・要援護者の安否、所在確認及び特別避難場所への移動要不要の確認</li> <li>・閉じ込め住戸の所在確認</li> <li>・各住戸居住者(全員)の安否確認</li> <li>・各住戸の被災状況の確認</li> </ul> </li> </ul> <hr/> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">  <p>メモ</p> </div> <p>※ 安否状況の情報共有 → 居住者の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各家庭は、震度5強以上の地震が発生した場合は、安否確認ステッカーを玄関扉に表示して、安否状況の共有に努める</li> <li>・被災直後、階段室単位で階段室入口付近に集合して状況を報告し合うとともに、集合していない住戸に対して皆で協力して声かけを行う</li> <li>・階段室の代表者を決め、代表者は棟の管理組合理事または自治会役員に階段室の居住者の安否情報を伝える       <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 役員不在のときは直接災害対策本部に報告する</li> </ul> </li> </ul>		

SC3

要援護者救出

◎ 救助・救護班  
○ 安否確認班

## ◆ 在宅の可否を判断

安否確認時に『在宅の可否』を、本人の希望や家族・支援者と話し合って判断する

## ▪ 在宅被災生活が可能

- ・ 家族や支援者のサポートを得て自宅で安全に過ごす
- ・ 災害対策本部との連携を密にする

## ▪ 自宅から離れたい

- ・ 災害対策本部(救助・救護班)が協力して、ポンプ室に搬送する  
(状況によっては、地域防災拠点に直接搬送となる場合もある)

## ◆ このまま旧ポンプ室で何日か過ごせるか判断する

## ▪ 旧ポンプ室で過ごすことができる場合

- ・ 自宅から寝具や生活必需品をポンプ室に持ってくる(家族, 支援者)
- ・ 災害対策本部に旧ポンプ室に移送した旨を伝える
- ・ 家族や支援者のサポートで旧ポンプ室で安全に過ごす

## ▪ 地域防災拠点に移送したほうが良い場合

- ・ 地域防災拠点に搬送する旨を連絡する(防災拠点担当)
- ・ 協力して地域防災拠点に搬送する
- ・ 災害対策本部に地域防災拠点に移送した旨を伝える
- ・ 地域防災拠点に設置されている医療救護隊に対応を依頼する  
(その後の状況を逐次把握して災害対策本部に伝える)



※ 円滑に対応するためには、要援護者一人ひとりに対して、あらかじめ「支援してくれる方」を決めておくことがきわめて重要である

SC4	建物内に閉じ込められた人の搜索	◎ 安否確認班 ○ 救助・救護班
<p>◆ 安否確認時に応答がない居住者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 「災害時助け合い連絡票」に記載されている「緊急連絡先」に「応答がない」旨を連絡して、以降の対応について協議する</li> <li>▪ 全員外出していることが確認された場合は、「閉じ込められた人は無し」と判断する 安否については、後で連絡していただく</li> </ul> <p>◆ 閉じ込められた人の搜索手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 各住戸の玄関ドアを手で大きく叩きながら確認してゆく</li> <li>▪ 応答がない場合： <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 緊急連絡先に応答がない旨を伝え、住戸内搜索の対応について打診する</li> <li>▪ 不許可： 緊急連絡先の方に安否確認をお願いする → 住戸内搜索は行わない</li> <li>▪ 許可： 住戸内に入って確認し、搜索の結果を緊急連絡先に伝える</li> </ul> </li> <li>◆ 施錠されている住戸、家具の転倒などによって玄関から室内に入れない住戸は、隣住戸からバルコニーを経由して入る</li> </ul> <p>◆ 救出活動への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ けが等が確認されたときは、災害対策本部に急報し、直ちに救出活動を行う</li> </ul>		
<hr/> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;">  <span style="font-size: 24px; font-weight: bold;">メモ</span> </div> <p>※ 平時の啓蒙で、住戸内に入ることの了解を事前に周知しておく</p> <p>※ 迅速かつ円滑に活動できるよう、居住者への啓蒙や防災訓練が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安否表示ステッカーの表示がなく、ドアをたたいても応答がない住戸に対する対応については、安否確認、在室確認、搜索などの手順について、机上訓練を行って手順を整理する</li> </ul> <p>※ 窓ガラス等を壊して救助した場合の復旧責任</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災時の緊急救助活動は、民法第 720 条第 2 項による「緊急避難」にあたるため復旧費用は所有者(居住者、管理組合)の負担となる</li> <li>・ 必要以上に損傷を与えた場合は、救出活動した人(団体)がその責を負わなければならない(判例)</li> </ul>		

SC5

けが人救出, 閉じ込め人救出

◎ 救助・救護班  
○ 安否確認班

## ◆ 閉じ込められた人の救出手順

- 対策本部長と協議して緊急度を判断し, 近隣住民に支援を要請して救出, 避難させる
- 玄関扉をバール等でこじ開けての救出は可能な限り避け, ベランダから室内に入る手順を優先  
→ 二次被害防止のため, 隣戸からベランダに入る人は安全ベルトを着用する
- (家具の転倒などで)室内にいて玄関にたどり着けない居住者は, ベランダから救助を求める  
→ 玄関扉の鍵を救助者に投げ渡して, 玄関扉を開けてもらう
- 要援護者やけが人の救出・搬送は階段室を使用する



※ 平時の啓蒙で, 住戸内に入ることを事前に周知しておく

※ 迅速かつ円滑に活動できるよう, 居住者への啓蒙や防災訓練が必要

- ・避難路の確保  
→ 階段室に物を置いている居住者に撤去するよう強く働き掛ける  
→ ベランダでは, 「隔て板」前や避難通路となる場所に物を置かないよう啓蒙する
- ・多くの要援護者が上階に居住しているので, (車)いすを使った階段搬送訓練も必要
- ・安否表示ステッカーの表示がなく, ドアをたたいても応答がない住戸に対する対応については, 安否確認, 在室確認, 捜索などの手順について, 机上訓練を行って手順を整理する

※ 窓ガラス等を壊して救助した場合の復旧責任

- ・震災時の緊急救助活動は, 民法第 720 条第 2 項による「緊急避難」にあたるため復旧費用は所有者(居住者, 管理組合)の負担となる
- ・必要以上に損傷を与えた場合は, 救出活動した人(団体)がその責を負わなければならない(判例)

SC6	負傷者の手当て	◎ 救助・救護班
<p>◆ 応急手当と医療行為 → 医療行為は厳禁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 傷病者(けが人や急病人)に対して, 安全を確保したうえで, 悪化防止の手当を行い, 医師または救急隊員などに引き継ぐまでが, 応急手当</li> <li>▪ 原則として医薬品は使用しない(医療行為とみなされる)</li> </ul> <p>◆ 応急手当の実施項目</p> <p>「応急手当講習テキスト」などに記載された手順で応急手当を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 観察, 安静(保温, 体位など) <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の状況を確認して, 場所の安全を確保する</li> <li>・傷病者の全身を観察する → 意識, 呼吸, 脈, 出血, 肌の色, 体温, 運動機能など</li> <li>・傷病者の状態を悪化させないよう「安静」を保つ</li> </ul> </li> <li>▪ 搬送(担架, 徒手, 椅子など) <ul style="list-style-type: none"> <li>・階段の搬送は, 常に頭が高くなる姿勢を保つ</li> </ul> </li> <li>▪ 救命処置(心肺蘇生, AED, 小児対応, 乳児対応) <ul style="list-style-type: none"> <li>・「応急手当講習テキスト」を参照</li> </ul> </li> <li>▪ 出血(止血法) <ul style="list-style-type: none"> <li>・出血部を確認し, 出血部位を圧迫して止血する</li> <li>・感染症予防のため, 必ずビニール製の手袋(無いときはビニール袋)を使用すること!</li> </ul> </li> <li>▪ 骨折／ねんざ／打撲 <ul style="list-style-type: none"> <li>・痛がっているところを動かさないこと!</li> <li>・骨折が疑われる場合は, 骨折しているものとして手当とする</li> </ul> </li> <li>▪ きず <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷口が汚れているときは, 速やかにきれいな水で洗い流す</li> </ul> </li> <li>▪ やけど <ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ早くきれいな水で十分に冷やす</li> <li>・衣類を着けているときは, 衣類ごと冷やすこと!</li> </ul> </li> </ul>		
<hr/> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div> <p>※ 訓練等による経験の重要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 応急手当は, ふだんからその手技・内容をよく理解しておく</li> <li>▪ 本を読んでさえいれば, ただちに行えるというものではないので, 消防署などによる応急手当の講習会に参加して経験を積み, 理解を深めておく必要がある</li> <li>▪ 応急手当講習会は毎年繰り返す → 経験の積み重ね／経験者を増やす</li> </ul> </div> </div>		

SC7	<b>災害状況、避難所・近隣状況確認</b>	◎ 情報班 ○ 防災拠点担当, 建物・設備班
-----	------------------------	---------------------------

災害に際し、居住者は恐怖と不安の中で情報を求めてきます。また、市町村も地域の情報を求めています。不確かな情報やデマなどで居住者が混乱しないように、災害対策本部がいち早く周囲の状況をつかみ、正確な情報を伝えることを心掛ける。

◆ **情報収集、伝達手順**

避難の状況、発災にともなう被害状況(死傷者、室内の被災状況、建物・設備・外構等の被災)、火災発生状況、生活情報等を収集し正確・迅速に災害対策本部長に報告する。

【本部長】	情報班長、建物・設備班長に被災状況収集の指示を出す
【情報班長】	情報班員に手分けして被災状況収集を指示する ラジオなどのメディアを使用して、災害の概況、地域状況を継続的に収集する
【情報班員】	居住者からの被害状況を現場で収集する(安否・被災状況確認シートも活用) 班長に収集した情報を伝える
【情報班長】	報告された情報を記録、整理して災害対策本部長に報告する
【本部長】	情報班長に災害概況や建物・設備・外構等の被災状況の掲示を指示する 防災拠点担当を通じて、地域防災拠点に GT4 の被災状況を報告する

◆ **情報収集のポイント**

- ① 時機に適した報告：  
第1報は詳しいことまでに及ばなくても、概要だけでもいいので報告し、確認情報は第2報以降にするなど時機に適した報告が大切
- ② 事実の確認：  
災害時には、噂やデマが流れがちなので、情報は可能な限り確認する
- ③ 「異常なし」も重要な情報である → 定期的に情報収集し報告する
- ④ 無線など通信機器に慣れておく(アマチュア無線団体などの協力があると効果的)
- ⑤ 訓練などを通して、図面や配置図、必要な帳票類を作成し、被災時に備える

◆ **情報伝達のポイント**

- ① 伝達は簡単な言葉で行い、難しい言葉を避ける
- ② 口頭だけでなく、メモ程度の文書を渡す
- ③ 情報を正確に伝達するために、受信者に内容を復唱させる
- ④ 流言には数字がからむことが多いので、数字の伝達には特に注意！
- ⑤ 各世帯への情報伝達を正確かつ能率的に行うため、あらかじめ伝達経路を定めておく
- ⑥ コピー機が使えないことを前提に、あらかじめ掲示場所を定め、居住者に周知しておく
- ⑦ 視聴覚等の障害者、日本語が不自由な外国人への情報の伝達について十分配慮する

※ 時間の経過と共に、必要とされる情報の内容は変化することに留意する必要がある

SC8	不審者の侵入防止監視	◎ 警護班
<p>◆ 予想される犯罪手口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 空き巣・泥棒           <ol style="list-style-type: none"> <li>① 不在住宅への侵入・窃盗</li> <li>② 放置された車やバイク・自転車などの盗難</li> <li>③ 車上狙い, 置き引き</li> </ol>           ※ 復旧作業では, ボランティア等を装って家の中に入り込む手口も考えられる         </li> <li>▪ 詐欺関連           <ol style="list-style-type: none"> <li>① 保険会社などを装った詐欺・架空請求</li> <li>② 架空の募金行為</li> <li>③ 被災した家に対して補助金が出るとウソをいい, 修理契約等の勧誘</li> <li>④ ボランティアを装い, 清掃などを行った後で法外な料金を請求</li> <li>⑤ 電力会社を名乗って各家庭を訪問し, 災害による修理と称して高額な料金を請求</li> <li>⑥ 自治体職員等を名乗って「義援金を集めている」との募金勧誘(熊本地震で事例有り)</li> </ol> </li> </ul> <p>◆ 防犯パトロール</p> <p>パトロールをしていることを居住者に見せることによって, 防犯意識が高くなるとともに, 安心感や連帯感が醸成される。また, 犯罪を行おうとする者に見せることによって, 犯罪を断念させるきっかけともなる。パトロールは「犯罪者の視点」で実施するとよいと言われており, 頻繁にパトロールを実施して, 「パトロールをアピールする!」ことが一番の防犯対策!</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「パトロール中」, 「警戒中」などのポスターを団地内に貼る</li> <li>・1日3回(午前, 午後, 夜間), 団地内及び周辺を2人以上が組になってパトロールする → 班長は, 警護班の人数に応じて, パトロールする回数を増やすことを検討し実施する</li> <li>・腕章やゼッケン, タスキなどを着用し, パトロール中であることを明示する</li> <li>・不審者情報を収集し, 災害対策本部はこれを共有する</li> <li>・積極的に「声かけ」を行う → <b>特に怪しい人への声かけは効果抜群!</b></li> <li>・子どもやお年寄りなどの安全確保を重点に行う</li> <li>・危険を感じる事態に遭遇したときは, 危険なことを避け警察に通報する</li> <li>・プライバシーを尊重し, 秘密を守る(個人情報, 写真など)</li> </ul> <p>▪ パトロール時の携帯品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話/メモ帳・筆記具/懐中電灯・赤色防犯灯/ホイッスル/カメラ</li> </ul> <hr/> <p> <b>メモ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 地域全体の取り組みが必要 被災地の空き巣対策などを効果的に行うためには, 地域全体での取り組み, いわゆる窃盗団に対して『<b>ここは面倒な地域だ</b>』と思わせることが重要である。</li> <li>※ 二次被害を防ぐ対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住者が協力しあって巡回警備を行う(夜間, 深夜の巡回も必要)</li> <li>・身元がはっきりしない人を家に入れないう, 居住者に注意を喚起する</li> </ul> </li> </ul>		

SC9

ガス・水道管破裂と送電線断線箇所の確認

◎ 建物・設備班

## ◆ 敷地内ライフラインの点検

## ◆ ガス漏れ

- 敷地内でガス臭いときは、ガス漏れが予想されるので、居住者に「火気厳禁」を呼びかける
- 東京ガスに通報し、復旧を依頼する(ガス漏れ通報専用電話:0570-002299)
- 居住者へ注意喚起する
  - ・ライターやマッチなどの「火気」を絶対に使わないこと!
  - ・電灯、換気扇などのスイッチに触らないこと!(ON/OFFする際に小さな火花が出る)
  - ・ガスが室内に入らないように、窓や戸を閉めること!
- 近所にも注意を呼びかけ、離れた場所に避難誘導する

## ※ 都市ガス(天然ガス)の予備知識

- ・元々無臭だが、ガス漏れに気が付くようにわざと腐臭をつけている
- ・空気より軽いため、屋内でガス漏れすると天井付近に溜まる
- ・ガスを吸っても一酸化炭素中毒にはならない

## ◆ 水漏れ

- 目視により、漏水を点検する
  - ・漏水が見つかった場合、土嚢等により、排水経路を確保する
  - ・復旧を依頼する(JS 緊急事故受け付けセンター:0570-002-004)

## ◆ 敷地内送電線の点検

- 目視により、断線等の異常を点検する
- 異常が見つかったときは、近づかないように注意喚起し、立ち入り禁止措置を行う
- 管理区分を確認して復旧を依頼する  
→ 東京電力:0120-99-5772/三沢電機:045-241-1622



【参照】電気設備 復旧手順書

【参照】被災時 給排水管トラブルの確認と対処方法

SC 10	<b>建物・設備被害状況確認</b>	◎ 建物・設備班
-------	--------------------	----------

- 建物・設備・交通路などの被害の状況を見廻って確認する
  - ・主に、危険個所や余震等で損壊の拡大が予想される箇所を中心に確認
  - ・「災害時施設点検チェックリスト」に確認事項を記載し、本部に報告する
  - ・排水管の点検は、建物の外周から盛土区域を重点に点検する
- 危険があれば、ホイッスル・メガホン等で声掛けし注意を呼びかける
- 被害の程度に応じて、危険防止措置を講じる
  - ・仮止めや穴埋めなどの応急措置を講じる
  - ・立ち入り禁止の措置を講じる
  - ・危険個所があることを掲示等で、居住者に知らせる
- 応急復旧措置を関連業者に依頼する

団地内の共用設備

設備名		設備会社(連絡先)	
電気設備	団地内配線設備	東京電力	0120-99-5772
	建物内配線設備	三沢電機(株)	045-241-1622
ガス設備	団地内配管設備	東京ガス	0570-002211 (相談)
	ガスマイコンメータ		0570-002299 (ガス漏れ)
給水設備	団地内配管設備	サンセツ	03-3551-0841
	増圧ポンプ	日立ビルシステム	045-910-5166
排水設備	団地内下水配管設備	フジクス	044-246-0821
	建物内排水管		
通信設備	電話配線設備	NTT 東日本	113/0120-444-113
	光ケーブル/テレビ共聴	イツコム	0120-109-199
駐車場	機械式駐車設備	新明和パークテック	0120-89-1097
	給排水設備	JS 緊急事故受付けセンター	0570-002-004



- 【参照】電気設備 復旧手順書
- 【参照】被災時 給排水管トラブルの確認と対処方法

SC 11

危険場所の表示

◎ 建物・設備班

- 指定された危険場所を表記した図面は、管理事務所棟前の掲示板に掲示する
- 災害情報、危険箇所情報の掲示
  - ・ 掲示場所 集会所前掲示板, 11 棟横と 9 号棟前のごみコンテナ置き場
- 団地内の配置図に掲示場所を記載し、周知する



【参照】災害時施設図

- 掲示板3×6 ベニヤ板, 画鋸と水濡れ防止用の OP 袋 (A4, A3) を用意しておく

SD1

けが人を病院へ搬送

◎ 救助・救護班

緑区の防災計画では、緑区で震度 6 弱以上の地震が観測された場合、緑区医師会等の協力で「医療救護隊」が編成され、地域防災拠点に派遣されて学校の保健施設等で応急医療を行うことになっている。

#### ◆「重症、中等症」と判断される被災者

- 地域防災拠点の医療救護隊に連絡し、指示・支援を要請する
- 医療救護隊の指示に基づいて対応する
  - 地域防災拠点に搬送せず、救急車輛、搬送車輛を待つ
  - 皆で協力して地域防災拠点に搬送し、医療救護隊に引き渡す

中等症 (入院を要する)	<b>【近くの災害時救急病院】</b> 「長津田厚生総合病院」(緑区長津田) 「横浜新緑総合病院」(緑区十日市場町) 「横浜田園都市病院」(緑区長津田町) 「横浜旭中央総合病院」(旭区若葉台) 「赤枝病院」(旭区上川井町)
重症 (生命の危険)	<b>【近くの災害拠点病院】</b> 「昭和大学 藤が丘病院」 「昭和大学 横浜市北部病院」 「聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院」

#### ◆入院の必要がない「軽症者」

- 打撲、挫傷、やけど、骨折などの応急手当を行う
- 看護師などの経験のある登録者を確保し、指導的な活動をお願いする
- 地域防災拠点に搬送又は付き添い、医療救護隊に応急医療を依頼する
- 医療救護隊が未設置の場合は、近隣医院による応急医療を受ける
  - 「霧が丘医院マップ」を参照

#### ◆「極めて軽度」の負傷者

- 和室に救護所を設置し、救助・救護班が応急手当を行う
- 看護師などの経験のある登録者を確保し、指導的な活動をお願いする
- 応急手当のできる人員を確保する

#### ◆近隣医院の診療情報の収集

- 霧が丘及び周辺の医院で診療している医院を確認する
  - 巡廻して確認する
- 診療している医院は、「診療中」の黄色の幟旗が出ている



#### 【参照】霧が丘 医院マップ

- 救命救急訓練を繰り返し実施し、応急手当のできる人員を確保する

SD 2	地域防災拠点(避難所)の情報収集	◎ 防災拠点担当 ○ 情報班
------	------------------	-------------------

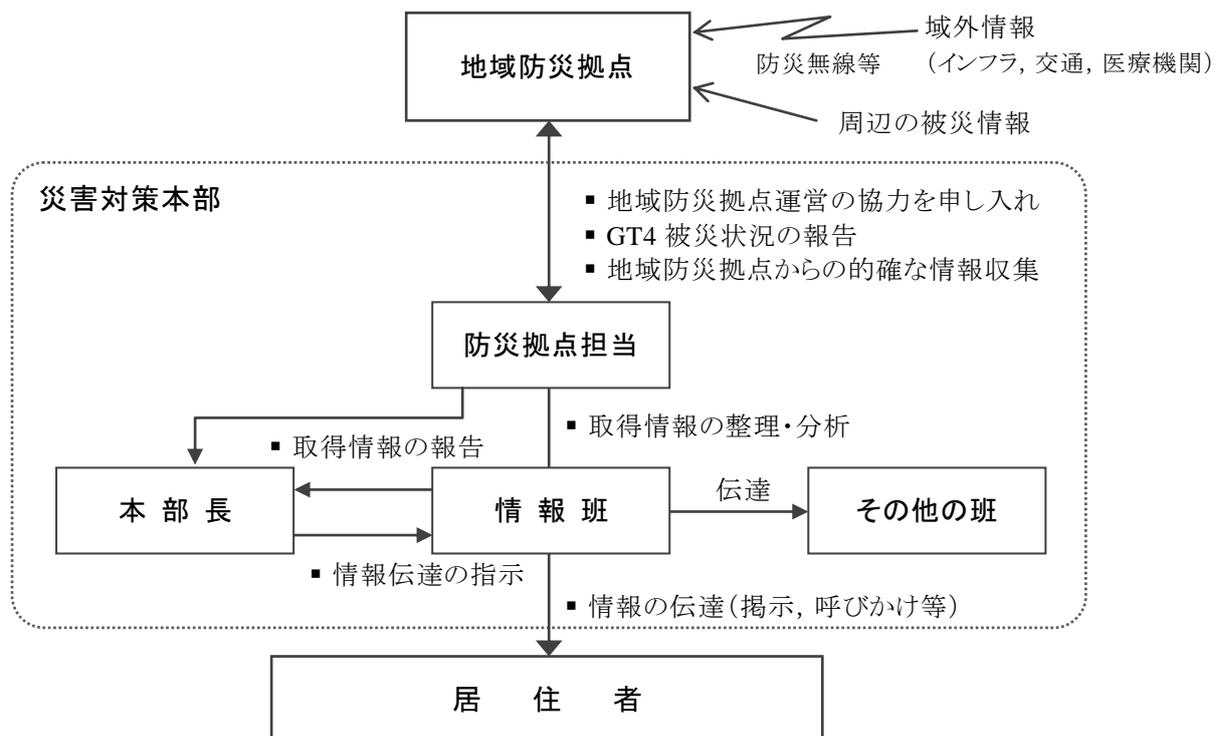
電気・通信・情報など、地域防災拠点(避難所)は様々な面で大災害時に頼りになる場所である。地震災害時に取得したい「情報」とは、

- 安否の発信・確認などの通信手段の設置情報 → 電話機が設置される
- 災害の規模と余震などの地震関連情報
- 周辺地域の被災状況
- 今後の危険への対応
- 行政情報
- ライフラインの回復予想
- 交通機関の運転状況

などが挙げられる。

◆ 運営協力, 情報交換等の体制作り

- 地域防災拠点が立ち上がったら、運営協力を申し入れ、避難所開設体制の情報を的確に収集し、本部へ報告する
- 地域防災拠点の受入れ体制の状況を正確かつ分かりやすく居住者に伝達し、地域防災拠点が混乱状態になるのを防ぐため、冷静な行動をとるよう働きかける
- 地域防災拠点より収集した情報は、分かり易く整理して居住者に伝達する  
→ 掲示板への掲示, 拡声器等による口頭伝達, 各戸訪問伝達など
- GT4 の被災状況等を地域防災拠点に伝える



SE1	子供のケア	◎ 救助・救護班 ○ 防災拠点担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 安否確認調査結果から、子供の安否状況を把握し、子ども会へ情報提供する</li> <li>▪ 登下校・就学中の被災のときは、学校(幼稚園)の対応にしたがって対応し、安否確認を行って安否確認班へ知らせる</li> <li>▪ 地域防災拠点(霧が丘学園小学部)の開設状況を確認する</li> <li>▪ 地域防災拠点への避難を希望する子供(家庭)は、子ども会と協働で地域防災拠点へ誘導する             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域防災拠点避難者一覧」書類に避難する旨を記載する</li> <li>・地域防災拠点で子供の面倒をみる担当を決め、グループで面倒をみる</li> </ul> </li> <li>▪ 出来るだけ他地区の子ども会とも連携する</li> <li>▪ 老人会にも出来るだけ子供の相手になって頂くよう協力を仰ぐ</li> <li>▪ 帰宅困難等で保護者不在の子供の対応             <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、旧ポンプ室にてケアする</li> <li>・状況に応じて、地域防災拠点での避難生活を依頼する → 子ども会世話役等に子供のケアの協力をお願いする</li> </ul> </li> <li>▪ 幼稚園児は保護者がいることを前提とする             <ul style="list-style-type: none"> <li>・在園時は幼稚園留め置き、在園時以外は親等の保護者</li> </ul> </li> </ul>		
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p><b>【教育機関等の対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 霧が丘学園(小学部・中学部)の対応             <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 学校に留め置かれた児童・生徒は、予め登録されている保護者のみに引き渡される</li> <li>▪ 登下校時:自宅に保護者がいないときは学校に避難</li> <li>▪ 帰宅後(放課後)で保護者不在の場合の対応は記載なし → 「保護者不在」を「緊急避難事態」とすれば、地域防災拠点に避難する</li> </ul> </li> <li>※ キッズクラブ,学童は被災時の対応は未制定</li> </ul> <p><b>【平時の備え】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 子供の行動ルールの把握             <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 子供の行動については、子ども会を通じて『行動ルールを各家庭で定めてもらう』よう依頼する</li> <li>▪ 子ども会の行事の中に防災に関する事項を加えてもらい、教育・訓練・ゲームなどを実施する</li> </ul> </li> </ul>		

SE2

## 要援護者のケア

◎ 救助・救護班, 民生委員  
○ 防災拠点担当

## ◆ 安否確認と避難生活の準備

- 安否確認時に在宅の可否を協議して判断する(本人の希望, 家族や支援者の判断など)
- 安否確認調査結果から, 要援護者の安否状況を把握し, 民生委員と老人会へ情報提供する
- 地域防災拠点(霧が丘学園小学部)と特別避難所(ケアプラザ)の開設状況を確認する
- 避難を希望者する高齢者へは避難準備を手伝い, 地域防災拠点へ誘導する
- 高齢者, 乳幼児, 障害者, 傷病者で特別避難所への受け入れ希望がある場合は, 緑区災害対策本部に受け入れ申請し, 受け入れが決定されたら, 特別避難所へ誘導する  
(緑区防災計画では, 高齢者は地域ケアプラザ, 障害者は地域活動ホームとなっている)
- 避難所では老人会で寄り添い, 助け合って頂く

## ◆ 旧ポンプ室での避難生活の支援

- 要援護者にどのような生活上の支障があるか, どのような支援を必要とするのかを直接確認する
- 要援護者に配慮したスペースの確保
  - 段差の少ない場所やトイレに近い場所
  - 集団で過ごすことが苦手な人のためのスペース
 など, 要援護者に配慮したスペースを確保する

## ◆ 在宅避難生活者へのケア支援

- 家族や支援者から状況を聞き取り, 実施可能な支援を行う
- 家族や支援者のサポートで在宅で安全に過ごす
- 災害対策本部との連携を密にする
- 余震の恐怖から自宅で過ごす(特に夜間)ことに不安を感じず人へのケアも考える



※ 平時の活動として, 要援護者に対する災害時の支援者の特定を啓蒙する

- 災害時は気心の知れた介助者がいると不安感がなくなるので, 援護を受ける方やその家族はあらかじめ「支援して下さる方」を決めておくと安心!!

※ 自宅で避難生活できるよう備えることを啓蒙する

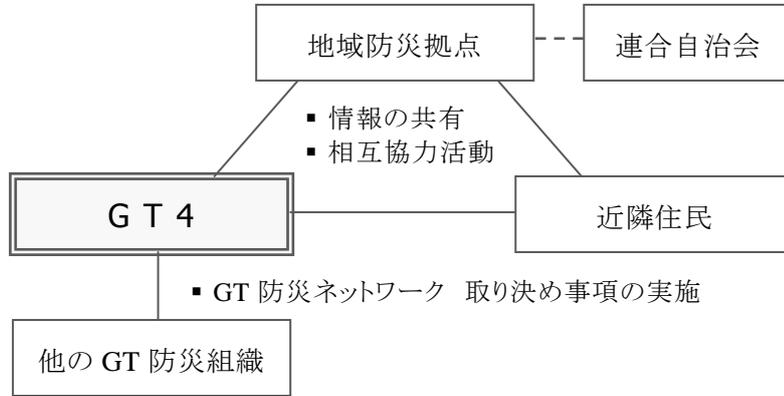
- 自宅で生活できる環境を確保しておく
  - 家具のない部屋の創出
  - 常備薬, 衛生用品
  - 水, 食料, 簡易トイレ, カセットコンロとボンベの備蓄 など

SF1	トイレ対策	◎ 避難生活班
<p>◆ 水洗使用禁止の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 被災直後に「自宅トイレの水洗使用禁止」の旨を通知する           <ul style="list-style-type: none"> <li>◀ 各戸で備蓄している簡易トイレを使用する</li> <li>◀ 汚物は自宅で保管し、衛生管理を徹底する</li> <li>◀ 自宅で簡易トイレを使用しない居住者には、地域防災拠点のトイレを使用する</li> </ul> </li> </ul> <p>◆ 汚物の不法投棄防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 家庭から出た汚物は可燃ごみの回収が開始されるまで、自宅で保管するよう周知する</li> <li>▪ 不法投棄できないような対応策を講ずる</li> <li>▪ 不法投棄が行われると、急速に増えるので、速やかに回収する</li> <li>▪ 回収した汚物の仮置き場を確保し、衛生管理を徹底して仮保管する</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 備蓄しているマンホールトイレは使用しない</li> <li>◆ 備蓄している「組み立て式トイレ」は使用しない</li> </ul> </div> <p>◆ 自宅トイレの水洗使用禁止解除の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 水洗使用可能な条件           <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ排水管損傷なしの確認 → 下階居住者と協力して漏水の有無を確認する</li> <li>・上水道が復旧し、トイレ以外からも十分な排水量が期待できる</li> </ul> </li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 平時の活動として、家庭トイレで使用する「簡易トイレ」の備蓄と汚物管理方法を啓蒙する</li> <li>※ 排水による専有部での漏水事故は「自己責任」であることを周知する</li> </ul>		

SF2	ごみ対策	◎ 避難生活班
<p>被災時のゴミ対策の基本は、衛生管理と不法投棄防止策である。被災時は大量のゴミが発生するが、行政のゴミ回収は当分の間ストップする。団地内の衛生管理のため、ゴミ出しを禁止し、ベランダなど自宅で保管するよう強く呼びかける。</p> <p><b>◆ 衛生管理と不法投棄防止策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 災害後は、『震災ゴミ』、『汚物』、『生活ゴミ』の3種類で対処を考える             <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれのごみは行政の回収が始まるまで、自宅に保管することを周知する</li> <li>・行政のゴミ回収開始とスケジュールについての情報把握に努め、得た情報を逐次掲示等で居住者に知らせる</li> </ul> </li> <li>▪ 震災ゴミ             <ul style="list-style-type: none"> <li>・壊れた家具や食器、ガラス製品、家電製品など、災害によって被害を受けて使えなくなった物全般</li> <li>・震災ゴミは、ガラス片から家具まであり、容量が大きく、鋭利で危険なものも含まれる</li> <li>・ガラス片や割れた陶器などは、ガラ袋に入れて各家庭でベランダなどに一時保管する</li> <li>・ガラ袋は委員会で購入して保管し、配布を希望する家庭に配布する</li> </ul> </li> <li>▪ 汚物             <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレが使えない場合、簡易トイレ(凝固剤による固化)使用で汚物が出る</li> <li>・消石灰などで消臭対策と衛生対策を施して、ベランダなどに一時保管する</li> </ul> </li> <li>▪ 生活ゴミ             <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災生活で発生するゴミ類は、日常と同様に分別して自宅に一時保管する</li> <li>・生ゴミは、汚物と同様、消臭対策と衛生対策を行う</li> </ul> </li> <li>▪ 不法投棄防止策の実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市のゴミ回収開始まで、ゴミは自宅保管を周知し、投棄できない対策を講ずる</li> <li>・ゴミ回収開始の情報収集を行い、ゴミの種類とその回収日を掲示する</li> </ul> </li> </ul> <p><b>◆ 不法投棄された回収したごみを仮保管する臨時のごみ集積場所を確保する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮保管している排泄物等の汚物と家庭ごみは消臭と衛生対策を施す</li> </ul> <p><b>◆ 収集スケジュールを把握し、行政に衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に収集してもらおう働きかける</b></p>		
<hr/> <div style="display: flex; align-items: center;">  <p>※ 不法投棄防止策(ゴミコンテナ置き場とその周辺にゴミ投棄できない対策)を検討し、災害対策本部資料(またはマニュアル記載)を作成する</p> </div>		

SF3	近隣住民との連携	◎ 防災拠点担当 ○ 救助・救護班, 警護班
-----	----------	---------------------------

■ 災害時の連携体制



■ 大火災発生時以外のとき

- ・ 近隣住民が避難してきたときは、地域防災拠点に行くよう案内する
- ・ GT4 は自助を基本に防災活動をしており、水や食料を備蓄していない旨を伝える

■ 大火災発生時

- ・ GT4 も広域避難場所である
- ・ 近隣住民が大火災発生時に GT4 に避難してきても、「団地から出るよう」伝えてはならない



※ 近隣マンションと防災連絡会を組織化

- ・ 近隣マンションと防災連絡会を組織し、被災時の連携した活動について協議する
- ・ 被災時の連携体制, 活動項目, 分担等を取り決める

※ 連合自治会との連携

- ・ 連合自治会との協力関係を確認し、連携体制を整理する(自治会)
- ・ 霧が丘地区の避難所を再確認し、正しく理解する
- ・ 地区の防災訓練に参加する